

深夜電力等契約お客さまの二重計量事例について

当社は、平成19年3月の中国経済産業局指示に基づき、深夜電力等契約の二重計量の可能性があるお客さまについて調査(以下、「平成19年度調査」という。)を行い、これまでに判明した35件の二重計量事案について中国経済産業局へ報告しています。
(平成19年3月15日 [PDF:327KB], 6月29日 [PDF:155KB], 平成20年5月30日 [PDF:131KB], 11月7日 [PDF:80KB]お知らせ済)

このたび、平成19年度調査以降の再発防止策として実施した、配電関係作業や工事機会をとらえた適正配線の確認などにより、誤配線による深夜電力等契約の二重計量事案が新たに7件(広島県:4件, 岡山県:2件, 山口県:1件)判明したため、本日、中国経済産業局へ報告書を提出しました。

本事案は、平成19年度調査時において、誤って「正しい配線」と判断し、誤配線を見逃していたもの(2件)、また、調査リスト抽出時に、条件の設定・確認などが不十分であったため現地調査の対象外としていたもの(5件)です。

二重計量となっていたお客さまに対しては、ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げるとともに、配線の改修工事を実施し、電気料金の払い戻し手続きを実施しました。

当社は、今回の事案を重く受け止め、平成19年度以降実施してきた再発防止策を徹底するとともに、調査リストの抽出条件を改め、二重計量の可能性があるお客さまに対しては、引き続き、現地調査を実施します。

調査の実施にあたっては、調査対象の写真を添付するなど、確認漏れ防止の徹底を図るとともに、模擬負荷装置等を使用した検査の実施など配線工事のより適正な施工・管理を徹底してまいります。

以上

【参考】二重計量と正しい計量の違い

